

## 低未利用土地等確認申請に関するチェックシート

### ○宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合

	提出書類	確認事項
<input type="checkbox"/>	(1) 様式①-1	・都市計画区域内であること
<input type="checkbox"/>	(2) 売買契約書の写し	・譲渡したものが個人であること ・配偶者や親族など特別な関係があるものへの譲渡ではないこと ・500万円以下の譲渡であること ・令和2年7月1日から令和7年12月31日までの譲渡であること
<input type="checkbox"/>	(3) 以下の①～③のいずれか ①宅地建物取引業者が、空き地・空き家・空き店舗等である旨を表示した広告 ②電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類（使用中止日が売買契約よりも1か月以上前であること） ③その他要件を満たすことを容易に認めることのできる書類（様式①-2または2方向以上からの写真等）	・低未利用土地等であること
<input type="checkbox"/>	(4) 様式②-2（買主の署名が得られたなかった等、様式②-2を用意できない場合は、様式③により確認する）	・買主が購入した土地、建物を利用する意向があること
<input type="checkbox"/>	(5) 申請のあった土地等に係る登記事項証明書	・売買契約があった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えること ・申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年または前々年に分筆された土地等の有無

### 【譲渡価額が500万円を超え800万円以下の場合】

	確認事項
<input type="checkbox"/>	令和5年1月1日から令和7年12月31日の間の譲渡か
<input type="checkbox"/>	その低未利用土地等は市街化区域内にあるか